



国保だより

第226号
令和6年
9月作成



- 音声読み上げ機能 (Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能 (Multi-lingual Translation)

佐賀県・佐賀県市町国民健康保険・国保組合・佐賀県国民健康保険団体連合会

第三者行為による傷病届について

佐賀県国保CMタレント
山田章仁・ローラ夫妻



自動車事故などの「第三者行為」によるケガや病気の治療に保険証を使ったときは、国保の窓口への届け出が義務づけられています。

自動車事故などの「第三者行為」によるケガや病気をしたときの治療費は、本来、第三者が負担するのが原則です。しかし第三者に支払い能力がない場合などには、被害者の負担を軽減するために、一時的に国保が治療費を立替え、あとから第三者に請求します(第三者行為求償事務)。その際、**「第三者行為による傷病届」**が必要となります。



※届け出がない場合、第三者または第三者が加入する保険会社に対して請求ができませんので、保険証を使って治療を受けた場合は必ず届け出を行ってください。

▼自動車事故以外の、「第三者行為によるケガや病気」とは？

自転車事故にあった



他人の飼い犬に噛まれた



暴力行為を受けた



飲食店で食中毒にあった



など

⚠ 示談をする前に必ず連絡を

示談が成立してしまうと、内容によっては国保が立替えた医療費を第三者に請求できなくなることがあります。その場合には、被害者に医療費を請求することもあります。保険証を使って第三者の行為によるケガや病気の治療を受けたときは、示談する前に必ず届け出をしてください。



詳しくはお住まいの市町(国保組合)の国保担当窓口までお問い合わせください。

医療費が高額になったとき(高額療養費)

同じ月内の医療費の負担が大きくなったときは、申請して認められれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

窓口での支払いが自己負担限度額までになります

医療機関の窓口での支払いは、「マイナ保険証^{*1}」または「限度額適用認定証^{*2}」を提示することにより、自己負担限度額までとなります。ただし、保険税(料)を滞納していると自己負担限度額までにならない場合があります。また、「限度額適用認定証」は事前に国保の窓口での交付申請が必要となります。

***1 オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります**

***2 住民税非課税世帯、低所得Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」**

申請が必要な人

- マイナ保険証利用以外の70歳未満の人
- マイナ保険証利用以外の70歳以上75歳未満で下記の区分の人

低所得者Ⅱ・Ⅰ 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ



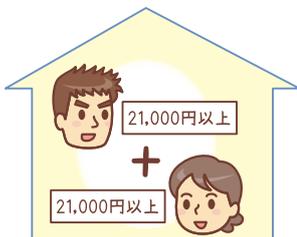
▲マイナポータル



《70歳未満の人の自己負担限度額(月額)》

区分	限度額(年間3回目まで)	限度額(4回目以降)
ア	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	57,600円	44,400円
オ	35,400円	24,600円

※同一月に同一世帯で、医療機関ごとに21,000円以上の自己負担が複数あるときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給されます。



※70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合、次の方法で合算することができます。

- ① 70歳以上75歳未満の人の限度額を計算
- ② ①のなお残る自己負担額に70歳未満の人の21,000円以上の自己負担額を合算
- ③ 70歳未満の人の限度額を適用し算出



《70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)》

区分	外来+入院(世帯単位)の限度額	
	外来(個人単位)の限度額 A	限度額 B
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円】
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円】
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】
一般 〈課税所得145万円未満等〉	18,000円 〈年間上限* 144,000円〉	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

*年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

【 】内は、過去12ヵ月以内に4回以上該当した場合の、4回目以降の限度額

- 低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯に属し、低所得者Ⅰに該当しない人
- 低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯に属し、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円になる人

※一般と低所得者の人は、外来(個人単位)の限度額 A を適用したあとに、外来+入院(世帯単位)の限度額 B を適用します。